

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第71号 岐阜都市計画事業穂積駅南土地地区画整理事業施行条例の制定について
- 日程第3 議案第77号 令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市菓南グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第70号 瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第73号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第75号 令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第76号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第69号 瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定について
- 日程第11 議案第74号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第78号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第80号 令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第8号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書
- 日程第16 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16までの各事件

追加日程第1 発議第9号 議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市菓南グラウンドの指定管理者の指定についてに対する附帯決議について

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 頌 健	2番	横 田 真 澄
3番	北 村 彰 敏	4番	関 谷 英 樹

5番	今井充子	6番	広瀬守克
7番	藤橋直樹	8番	若原達夫
9番	鳥居佳史	10番	関谷守彦
11番	森清一	12番	馬淵ひろし
13番	今木啓一郎	14番	杉原克巳
15番	棚橋敏明	16番	庄田昭人
17番	若井千尋	18番	若園五朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	服部照	企画部長	矢野隆博
総務部長	石田博文	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	佐藤雅人
健康福祉部長	佐藤彰道	都市整備部長	坂野嘉治
都市整備部調整監	江崎哲也	環境経済部長	臼井敏明
上下水道部長	工藤浩昭	教育委員会 事務局長	磯部基宏
会計管理者	林美穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上克彦	書記	松島孝明
--------	------	----	------

開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） おはようございます。

早朝より議場に足をお運びいただきました皆様、またネット配信で議会を御覧いただいております皆様、心より感謝申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告いたします。

本日、市長から、議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第79号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）、議案第80号令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第71号及び日程第3 議案第77号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第2、議案第71号岐阜都市計画事業穂積駅南土地地区画整理事業施行条例の制定についてと日程第3、議案第77号令和7年度瑞穂市下水道事業会補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査の付託がしてありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 藤橋直樹君。

○産業建設委員長（藤橋直樹君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、12月8日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長、課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第71号岐阜都市計画事業穂積駅南土地地区画整理事業施行条例の制定についてを

審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、委員10名と聞いているが、いつ選任されるのかとの質疑に対し、土地区画整理審議会は市が施行する土地区画整理事業ごとに置かれる審議会である。事業計画決定後おおむね100日程度で設置をする計画であるとの答弁がありました。

また、委員は10名、内訳として8名が地権者、2名が識見者でよいのかとの質疑に対し、審議会の委員については法令により施行面積に応じて人数が定められており、本地区では10名になる。内訳は2名が学識経験者、8名が地権者及び借地権者で構成する予定である。地権者の中から選任する委員は、基本的には立候補制により決めていくことになるとの答弁がありました。

また、立候補者がなかったら選挙となるのかとの質疑に対し、立候補者が8名以上であれば選挙となり、8名に満たなかった場合には定数以内でのスタートとなる可能性はあるとの答弁がありました。

さらに、駅前開発については以前から聞いていたが、今整理しないといけない状況になったという解釈でよいのかとの質疑に対し、土地区画整理事業を行う場合には事業ごとに施行条例をつくることになる。手続としては計画どおり進んでいると考えているとの答弁がありました。

また、穂積駅の南側から事業を行うこととなった経緯はどの質疑に対し、令和4年に策定した瑞穂市JR穂積駅周辺整備基本計画の中のロードマップに沿って事業を進めているとの答弁がありました。

また、費用の負担、分担についてはどの質疑に対し、費用の負担の規程については、公共施設管理者負担金、国庫補助金、その他の補助金等の土地区画整理事業の歳入に関するものである。地権者に関係するところでは清算金というものがあり、土地区画整理事業の最終段階の換地処分後に施行誤差等によって生じる不均衡を清算する手続があるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第77号令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、管渠布設事業費、施設設備事業費の増減の内容はどの質疑に対し、社会資本整備総合交付金という補助金の内示額に合わせ、管路を増額、処理場工事費を減額したとの答弁がありました。

また、管路、施設整備の使途が違って問題ないのかとの質疑に対し、配分については各事業主体で裁量があるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。令和7年12月19日、産業建設委員会委員長 藤橋直樹。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第71号岐阜都市計画事業穂積駅南土地区画整理事業施行条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第77号令和7年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号から日程第9 議案第76号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第4、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定についてから日程第9、議案第76号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長に報告を求めます。

文教厚生委員長 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号18番 若園五朗。

議長の発言の許可をいただきましたので、報告いたします。

ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、12月9日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、図書館分館は子供やその親にとってかけがえのない場所となっている。選定委員会の委員に対して説明したのかとの質疑に対し、選定された指定管理候補者からは、プレゼンテーションの中で令和8年度は把握の年として進めていきたいとの話がありました。この把握というのは、ニーズや状況を把握するという意味で、今まで培ってきたものをさらに発展させるための年として捉えているとの答弁がありました。

また、把握というのは1年間体験的にやってみて状況を分析するという意味かとの質疑に対し、この把握は現状のレベルを落とさないという意味であり、現状を維持しつつ次のステップに向けて把握していくということのため、現状のサービスが低下することはないと考えている

との答弁がありました。

また、図書館分館の特性や強みを理解されているのかとの質疑に対し、選定された指定管理候補者が、その強みを壊してまで運営を進めていくことは考えていない。指定管理初年度から立ち上げると提案のあった中山道大月多目的等施設運営協議会の中で方向性を確認し、また毎年モニタリングをして計画が順調に進んでいるかなど、進捗状況が確認できると考えている。選定された指定管理者候補からは、地域と一緒に今以上のことを進めていきたいとプレゼンがされているとの答弁がありました。

また、大月多目的広場の特に植栽や芝生の維持管理について、選定された指定管理候補者が直接管理するのか、あるいは専門業者に依頼するのかどちらかとの質疑に対し、最終的には議決の後に具体的な調整をすることになると思うが、現段階では特に決まっていない。募集要項に、専門業者に依頼する場合は、市内業者との優先取引を期待と記載しているとの答弁がありました。

また、図書館分館は7人で運営されているが、効率化を図るために人件費を抑制するなど、その人数が減らされるようなことはないかとの質疑に対し、現在、瑞穂市の会計年度任用職員の司書として雇用しているが、指定管理者に変わることにより雇用条件等も変わってくる。しかし、市の雇用条件を最低基準として雇用していただくよう話している。現段階としては、次年度以降に継続して働いたとしても、市の会計年度任用職員と同等の雇用条件で雇用されるとの答弁がありました。

また、図書館分館で働いている会計年度任用職員の司書は何人ぐらい残ってくれそうかとの質疑に対し、現段階では、選定された指定管理候補者の雇用条件等を聞いてから判断したいという人が大半であった。現時点で雇用の継続について承諾しているのは1名だけであるとの答弁がありました。

また、もし残ってくださる方が少ない場合、業務はスムーズに行えるのかとの質疑に対し、指定管理のスタート段階では、現在の人数がいないとスムーズに運営できないと認識しているため、年明けから調整していきたい。今、瑞穂市図書館全体で働いている方への令和8年度以降の意向調査においては、図書館の本館、分館への勤務を分けずに確認したところ、全ての人が引き続き瑞穂市図書館で勤務したいという回答をいただいている。仮に全員が本館での勤務を希望されたとしても、予算に限りはあるため、最終的に人数の調整をすることになると考えるが、市としてはそうならないよう、それぞれの働く場所を話し合いの中で導き出せればと考えているとの答弁がありました。

また、仮に図書館分館の人員不足が発生した場合、すぐに補充できるのかとの質疑に対し、人員不足に関する補充についてはまだ調整していないが、今後細かく調整する必要があると考えているとの答弁がありました。

また、選定された指定管理候補者のプレゼンの中で、運営協議会を立ち上げるという話があったが、その見通しについての説明をとの質疑に対し、具体的なメンバーを誰にするかについては調整していないが、初年度となる令和8年度から運営協議会を立ち上げたいと考えている。中山道まちづくり推進委員会や市内NPO法人、文化団体や体育団体、地元自治会、ボランティア団体に入ってもらい、市民目線、利用者目線を大切にする中で、大きな方向性を示しているのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、市はどのような形で関わるのかとの質疑に対し、生涯学習課はもちろん担当者や図書館で働く人も一緒に参加し、官民一緒になって運営協議会を進めていきたいとの答弁がありました。

また、規模として大きい図書館の運営に加え、公園管理等も加えるわけだが、どのように考えているのかとの質疑に対し、選定された指定管理候補者の特徴として、公園管理が得意分野で、図書館関連施設の指定管理は3施設とほかの部門に比べて弱い部分はある。プレゼンの中で、それを補うための管理運営に関する基本方針の中で、大きく2つのアドバイザーを置くという提案がありました。図書館運営については、みんなの森ぎふメディアコスモスの元総合プロデューサーの方に意見やアドバイスを求めながら進めていき、大月多目的広場や巢南グラウンドについては、まちづくりの視点から一般社団法人かかみがはら暮らし委員会の代表理事の方にお願ひし、専門的な後ろ盾も添えながら進めていきたいという提案があったとの答弁がありました。

また、現在図書館で働いている人については、基本的に継続して仕事をしていただくという認識を選定された指定管理候補者側は持っているのかとの質疑に対し、そう認識をしていると考えている。現時点においては何も調整していないので、今後継続して雇用してもらえるように調整していきたいとの答弁がありました。

また、今まで教育委員会も含め、いろんな分野に人が分かれて担当していても管理において難しい話があったと思うが、一括してやる場合非常に大変でスーパーマンのような人材が必要になるのではないかと質疑に対し、プレゼンの中でエリアマネージャーという方を置くという提案があった。指定管理料には含まれない部分で指定管理者側が配置するもので、本社の企画開発部の方であると聞いている。様々な経験を生かして3つの施設の管理を進めていただけると考えているとの答弁がありました。

また、モニタリング制度について、誰が評価をするのかとの質疑に対し、5年後の総括の部分については指定管理の選定委員会の中で進めていくことになるが、単年度のモニタリングについては、現段階では市が評価する方向で進めている。必要に応じて運営協議会の中で、当年度の取組の状況や振り返りをする中で、次年度以降の計画を立てていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、1月に契約を結んで4月から開始というというのは非常にタイトであるが、半年間の移行期間を設けるなど、スケジュールについては柔軟に検討する余地があるのではないかと質疑に対し、今回選定された指定管理候補者は全国的に見ても実績があり、引継ぎに関するノウハウなども保有している。把握という中で、現状の部分からスタートできるように取り組むと聞いているので、タイトではあるがしっかり引き継げるのではないかと考えているとの答弁がありました。

その後、討論では、反対討論として、指定管理者の指定全体に対して反対するものではなく、あくまで図書館のことにについて反対する。今日の図書館分館の業績、功績は市長の功績だと思う。図書館分館は市長の言うウェルビーイングの入り口だと思う。子供たちが生き生きとして、また親子の相談に乗る、そしてまた対応するというのがウェルビーイングの成功例だと考えている。今まで育んできた部分を一旦切り離し、指定管理してしまうことに非常に不安を感じる。そのため私は反対するとの反対討論がありました。

また、賛成討論として、本議案については、指定管理者の指定についてを議題としているものである。今回は6団体から応募があり、選定委員会が公平性、透明性を基に審査を行い、最も適切と判断される団体を指定したことについては大いに評価できるものと考えている。多様な提案を比較検討して選定したものであるため、施設運営の資質向上やサービスの改善が確かである。また、候補団体が6団体あったことで競争原理も働き、より効果的に運営ができるものと期待する。市民の期待に応えるためにも、妥当かつ適切な判断であるため賛成するとの賛成討論がありました。

また、反対討論として、先般の3月議会において条例が制定された際にも大いに論議を呼んだ。それを受けて、教育委員会のほうも様々な工夫をされたことは承知している。しかし、根本的な問題として、公園及びグラウンドの管理と図書館の運営を組み合わせていることが難しさを招いている。今回選定された指定管理業者は、項目別に見てもおおよそ1位から2位で、相対的な評価としてはあり得る。ただし、根本的な問題がずれているので、幾ら議論したとしてもこれを成功させていくことは難しい。きちっと考え直すという意味を含めて、選定委員会で決めたからといって、その中で選ばなければならないというわけでもない。そういう点も含めて、議会でその候補者がいいかどうかを議論するわけでないので、そこはしっかり認識していく必要があると思う。この辺りの混乱を避けるためにも、移行期間など一定期間を置いて検討するという提案もしたが、それは困難という回答であった。ここはしっかりもう一度考えを直すということで、今回の議案については反対するとの反対討論がありました。

また、賛成討論として、今回の指定管理者の選定に当たっては、応募者によるプレゼンに加え、選定委員会による評価や附帯意見が示されており、それらを踏まえて総合的に判断されたものと理解している。また、選定理由の中で、地域との連携をしながら利用者サービスの向上

に努めようとする意思が明確であり、協働して運営していくことが期待できるとされている。一方で、図書館の運営については専門性に対する懸念も示された。しかし、提案内容及び今後の取組姿勢を踏まえれば、改善の余地はあるものとして受け止められると整理されている。また、総括質疑においても、ほかの自治体での指定管理者やみんなの森ぎふメディアコスモスにおける業務実績も踏まえ、指定管理者として支障はないと答弁がされている。あわせて、附帯意見として図書館職員との対話を大切にし、働きやすい環境づくりに努めること、地域住民及び関係団体との対話の機会を設け、意見を反映した運営に努めること、年1回程度運営状況の点検及び確認をすることが示されている。

総括質疑において、市は、これらの附帯意見を踏まえ、答申内容を重く受け止め、選定された指定管理者候補にも大切な視点として遵守を求めていくと答弁しており、今後、日常的なモニタリングや年度ごとの評価を通じて運営のチェック機能を果たしていくことが確認されている。さらに、これまで図書館運営を支えられてこられた職員については、その意思を確認した上で雇用維持をしていくこと、市の会計年度任用職員と同等の条件として不利益が生じないよう配慮するとの答弁があった。図書館サービスの質を支えてきた人材を大切にしつつ、民間のノウハウとの融合を図るという方向性は利用者の立場からも評価できるものとする。

以上、選定の手続と理由、附帯意見への対応方針、既存職員の配慮などを総合的に踏まえれば、本指定管理者の選定は妥当であり、施設の利便性向上と地域のにぎわいづくりに資するものとする判断し、賛成するとの賛成討論がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第70号瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、似たような制度で保育所の一時預かりという制度があったと思うが、その制度との違いはどの質疑に対し、今回の乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は給付制度であり、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業となっており、位置づけの違いがある。また、こども誰でも通園制度は全国どの自治体もやらないといけないものとなっているが、一時預かり事業は自治体が必要であると判断したときに行う事業である。目的に関しては、こども誰でも通園制度は家庭や家族だけといった狭い世界ではなく、家族以外の人と関わることや社会とつながることを目的にしている子供のための制度であることに対し、一時預かり事業は利用理由が必要であるが、保護者のリフレッシュなどでも利用できる保護者のための制度である。対象年齢についても違いがあり、こども誰でも通園制度はゼロ歳6か月から3歳未満が対象であるのに対し、一時預かり事業は自治体で対象年齢を決めることができるとの答弁がありました。

また、事業所については、設備が整えば実施可能なのかとの質疑に対し、今回の条例案では

事業を実施する基準を定めている。この基準を満たした事業所が事業をできることになる。基準の内容は、おおむね小規模保育所の位置づけと同じとなっているとの答弁がありました。

また、事業の区分として、一般型乳幼児等通園支援事業と余裕活用型乳幼児等通園支援事業の大きく2つに分けられているが、具体的にどのような内容なのか、また瑞穂市で実施予定の3つの園はそれぞれのどちらに分類されているのかとの質疑に対し、余裕活用型は通常保育を行う中の空きの部分を活用して行うものとなる。公立保育園の西保育・教育センターについては、未満児の定員設定はないため一般型になる。私立のほづみの森こども園では、通常保育園の定員がいっぱいで余裕がないことが想定されるため一般型になると思われる。また、キッズスクエア瑞穂は小規模保育所を運営しているが、実施場所は別の場所となるため一般型での実施になると答弁がありました。

また、条例案の第22条に保育士の配置基準が規定されており、半数が保育士である必要があるとなっているが、すなわち半数は保育士でなくてもよいということかとの質疑に対し、基準としてはそうなる。瑞穂市の西保育・教育センターの実施については、全員保育士、または子育て支援員の活用を考えているとの答弁がありました。

また、子育て支援員とは何かとの質疑に対し、子育て支援員とは国が定めるカリキュラムに沿って研修を実施し、現場での実習などを受講した方の認定資格である。瑞穂市の保育所でも子育て支援員という職名で働いている方もいる。子育て支援員も保育士が1名いると保育士カウントができるという取決めもあるが、現在は保育士が何人かいる中に入っただけという活用をしている。保育士の募集を来年度に向けて進めていくが、全体的な配置の中でできるだけ保育士を活用していきたいと考えている。保育士で満たせない場合は、子育て支援員の資格のある方の活用を含めて考えていきたいとの答弁がありました。

また、利用料金1時間当たり300円だが、国や市からの補助は幾らになるかとの質疑に対し、国から具体的な金額の提示はまだないため決まっていない。1時間当たり300円は利用された方の負担であり、実施事業所には国からの補助金を交付することになるとの答弁がありました。

利用上の上限は月10時間で、それが最大かとの質疑に対し、見込みのとおり基準時間が上限となるとの答弁がありました。

また、月10時間の上限を超えることは今後検討できるのかとの質疑に対し、今後延ばすことは可能である。しかし、瑞穂市は通常保育のニーズが高く、こども誰でも通園制度を実施する場所も保育士も足りていないのが現状である。その中で1時間当たり300円、月10時間までという国が示している基準と同等には実施したいと考えている。今後状況が変わることはあると考えるが、まずは国と同じ基準で実施し、一時預かり事業所等を活用しながらニーズを満たしていきたいとの答弁がありました。

また、条例案第5条第4項に、外部からの評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を

図らなければならないとの規定がされているが、具体的な外部の評価とは何を指しているのかとの質疑に対し、事業を実施する事業所については年1回監査をすることになっている。私立園については市が監査し、評価する予定である。市の事業については具体的に決まっていなかったが、しかるべき方に評価をいただく仕組みを今後考えていきたいとの答弁がありました。

また、条例案第2条の最低基準の目的について解説をとの質疑に対し、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するもの、そのために最低基準を設置していると理解しているとの答弁がありました。

また、条例案第3条において、第1項と第2項においては何が異なるのかとの質疑に対し、市は事業を実施する事業者への認可を行う。最低基準を満たしていればよいのではなく、さらに目的に向かって向上した運営をしてもらうための勧告等をして働きかけていくという役割を市が持っているとの答弁がありました。

また、施設において受入れ準備が必要となると思うが、設備や工事、物品の購入に対する補助はあるのかとの質疑に対し、国にそのような補助金はある。それを活用し、市から補助金を交付することはできると考えているとの答弁がありました。

また、1日最大何時間利用できるのかとの質疑に対し、事業の実施内容については各事業者で時間の設定ができる。公立の西保育・教育センターについては、午前2時間、午後2時間というような短い区切りで利用していただくことと考えている。保育所等に通ったことのない子供が利用することになり、長時間の利用は負担が大きい面もあるため、こども誰でも通園制度では短い時間で設定をする。どうしても長い時間の保育が必要な場合は、一時預かり事業の利用がよいと考えているとの答弁がありました。

また、保育時間以外でも業務があるが、補助金の対象は保育時間に対してのみかとの質疑に対し、国より具体的な給付額が示されていませんとの答弁がありました。

また、利用者がこども誰でも通園制度の利用を申し込む場合、いつまでにすればよいのかとの質疑に対し、検討中である。国が用意するシステムを利用して予約等をするようになるが、そのシステムの仕様等が分からないため具体的な部分は不明である。自由に設定できるのであれば、いろんな意見を踏まえながら設定していきたいとの答弁がありました。

また、一時預かり事業では急な利用もできたが、こども誰でも通園制度ではそのような制度はあるのかとの質疑に対し、制度上そのようなものはあるとは把握していない。緊急での利用の相談があった場合には、一時預かり事業で対応することを想定しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第72号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の虐待に対する規定は施設での虐待が対象となるのかとの質疑に対し、施設職員による虐待に焦点が当たった改正となっている。家庭での虐待疑いに関しては、しかるべきところに通報することは既に実施されているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第73号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第75号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の補正予算の中には人事院勧告に伴う給与の変更は含まれているのかとの質疑に対し、含まれている。不足する手当等については補正しているとの答弁がありました。

また、人事院勧告等に係る条例については、12月議会で出すという話があったが間違いないのかとの質疑に対し、議会中に提案する計画をしているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、議案第76号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。令和7年12月19日、文教厚生委員会委員長 若園五朗。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巣南グラウンドの指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巣南グラウンドの指定管理者の指定について反対討論を行わせていただきます。

今回のこの議案につきましては、今年3月の議会でしたか、図書館などに指定管理者制度を導入する、できるようにするという図書館条例などの条例改正が行われ、その改正に伴い指定管理者候補の選定が行われ、その候補者との契約を行うことを認めるかどうかという、そういった議案になっております。

3月議会では、この条例改正について賛成多数で承認されましたけれども、そのときには様々な議論があったと思います。不採択になりましたが、子ども図書館として親子に利用される図書館となるよう求める附帯決議案も出されたところでもあります。このときの議論を踏まえ、教育委員会では募集要項の見直し、あるいは選定委員会の委員を関係する団体の代表者を多く採用するなど、様々な改善に取り組まれたと思います。そのことについては敬意を表したいと思います。

また、選定委員会におきましても、多数の手を挙げた方があるという中で大変時間的にはきつかったと思いますけれども、しっかり議論をされたということで、その検討の過程については問題なかったのではないかとこのように認識しております。

しかし、今回のような指定管理の在り方を導入することには反対をいたしております。

その理由は、第1には、今回の指定管理者制度の導入は、そもそも公園やグラウンドなどの管理と図書館運営という性格がまるで違う業務を一括して行おうとするものであり、その出発点において無理があるということだと私は思っております。

文教厚生委員会の中でも、屋外でのイベントなどを企画する、言わば動的なものに対し、図書館というのは静的な取組、そういう相反したものではないかというお話もありました。

これらの施設の管理運営は、これまで教育委員会の生涯学習課など多くの方が関わってきた業務でもあります。それをこれからは公園、グラウンドを利用する団体、イベントを実施する団体、図書館関係でもボランティアの団体、そして学校や保育所などを含めた教育関係の団体、また図書館の本館との連絡調整といった多岐にわたる業務、調整を進めていくことが必要になってまいります。まさにスーパーマン的な感じの人材が指定管理者の中に必要になってくると私は考えております。そのような人材を果たして将来的にもしっかりと確保することができるのか、適切な運営管理を委託するには、あまりにもリスクが多いというふうに考えております。

そして、2つ目には、先ほど委員長報告の中にもありましたけれども、候補事業者において

は、これまでの実績は公園管理などは多くの経験を積み重ねてきているけれども、図書館での実績は一部の業務委託など経験はあるもののノウハウまでには十分ではないという、そういった認識を持ってみえると。そのために、事業者においては2人のアドバイザーを置くという提案がなされているということでもあります。この費用については、契約の費用の中で賄うのか事業者の持ち出しで行うのか定かではありません。

さらに、先ほど言ったような総合的な調整管理をするために、事業者の本社企画開発部というところにエリアマネージャーという方を置くということも提案されております。これについては事業者の持ち出しだということでもあります。ある意味では非常に積極的な提案だと思います。しかし、これらの負担を事業者の負担でやっていくことがいつまでも続くものではありません。当然、将来的にはそれも含めた費用ということになると思います。それと、これからこういったことのノウハウが事業者の中に蓄積され、将来的には市としてコントロールがし切れない状況も生まれかねません。

そして3つ目の問題としては、新体制で働く職員の方の処遇の問題があります。確かに、これまでの待遇は維持するという募集要項に基づいて進められております。そして、実際の職員の方の現在の契約が維持されたとしても、少なくとも5年に1回は指定管理契約そのものが見直しをするということになっておりますので、将来的にその専門職としての立場が堅持、維持できるのかは不透明であります。そういった問題点があるのではないかと。

そして、今後のスケジュールを見ますと、事業者との契約は年明けということになると思います。そして、それ以降に職員の配置、それから先ほど出ていた協議会をどうするかということも非常に押し迫ったスケジュールになってくる。来年の4月実施ということであれば、非常に押し迫ったスケジュールになってしまっております。

私は、この委員会の中でも話をさせていただきましたけれども、来年4月スタートということだけではなく、せめて一定の移行期間を設ける、そういったことがあればもう少しスムーズにもできるのではないかと、そういったことも提案させていただきましたけれども、それもちょっと難しいというお話でありました。

したがって、このようなちょっと拙速ではないかという私の思いがありますので、今回の事業者の指定につきましては反対をさせていただきます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 1番 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 議席番号1番、創緑会、宮川頌健です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巣南グラウンドの指定管理者の指定について、賛成の

立場から討論いたします。

本議案については、文教厚生委員会において、非常に多岐にわたる質疑と慎重な議論が行われました。とりわけ図書館分館のこれまでの成果や子供や保護者にとっての居場所としての役割、現場で働く職員の雇用や専門性への懸念については、委員会でも重く受け止められてきた点であります。

反対討論でありました公園管理と図書館運営を一体で担うことの難しさといった不安の音が示されることは決して軽視されるべきものではありません。しかしながら、本議案に賛成する理由は、その不安に対する一定の担保と将来に向けた仕組みが示されている点であります。

図書館運営に関しては、専門性への懸念が示される一方で、アドバイザーの配置、エリアマネージャーの導入、さらにはみんなの森ぎふメディアコスモスなどでの実績を踏まえた助言体制など、弱点を認識した上で補完する仕組みが提案されています。

雇用の面にしても、現在図書館で働いている職員の継続雇用を基本とする認識が示されており、市としても会計年度任用職員と同等の条件を最低基準とするなど、不利益が生じないように配慮する姿勢が明確に示されました。さらに職員との対話を重視し、働きやすい環境づくりに努めることが附帯意見としても明記されている点も重要であります。

加えて、本議案では指定して終わりではなく、市による日常的なモニタリング、年度ごとの評価、運営協議会を通じた改善、そして5年後の総括に向けた検証というチェック機能が制度として組み込まれていることが確認されています。

図書館分館が果たしてきた役割を大切にしながら、これまでの市職員の努力によって支えられてきたサービスに民間のノウハウを融合させ、より質の高い運営と地域のにぎわいづくりにつなげていく、その可能性に挑戦することは、市民の期待に応えるためにも必要な判断であると考えます。

以上、雇用への配慮、運営の担保、そして今後の改善の余地を総合的に踏まえ、本議案については妥当であると判断し、賛成いたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 休憩動議を求めます。附帯決議を提出させていただきたいので休憩を求めます。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） ただいま動議の発言がありました。

休憩を求めるということではありますが、附帯決議の提出のためということでもありますので、議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時57分

○議長（今木啓一郎君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） ただいま、若井議員ほか4名から、発議第9号議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定に対する附帯決議が提出されました。

本案について、趣旨説明を求めます。

17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番 若井千尋でございます。

ただいま今木議長より提案趣旨の説明を求められましたので、これから発議第9号議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定に対する附帯決議についてを、御賛成者に、広瀬守克議員、若園五朗議員、庄田昭人議員、北村彰敏議員の御賛同をいただきましたので、趣旨説明をさせていただきます。

提出の理由は、瑞穂市指定管理者選定委員会における指定候補者の選定に際し、選定委員より意見があったものをまとめた附帯意見について、遵守されることを強く望み、瑞穂市議会として機関意思を表明するものであります。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきます。

議案第68号 瑞穂市中山道多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定についてに対する附帯決議。

このたびの議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定について、瑞穂市指定管理者選定委員会の選考の結果、「株式会社技研サービス」が指定候補者として選定された。

選定理由として、当該団体は、地域と連携を図りながら利用者サービスの向上に努めようとする姿勢が明確であり、協働による運営が期待できると判断された一方で、図書館運営の専門性に関して委員の一部から懸念が示された。

指定候補者の選定に際し、委員より意見があったものについて取りまとめられた附帯意見について、遵守されることを強く要望する。

さらに、今まで同様ボランティアの方々や地域の方々の力をお借りしながら、共に協力関係を築き、「指定管理者」「行政」「地域住民」が三位一体となって地域密着型で運営され、地域課題にも取り組み、イベント等を開催し、さらなる「にぎわい創出」として子供や親子連れ、地元住民もわくわくする楽しい場所を目指していただくよう強く要望する。

記1つ、図書館職員との対話を大切にし、働きやすい環境づくりに努めること。

2. 地域住民及び関係団体との対話の機会を設け、意見を反映した運営に努めること。
3. 年1回程度、運営状況の点検及び確認を行うこと。

以上でございます。皆様におかれましては、御審議をいただいて御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今木啓一郎君） お諮りします。発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議案が上程されました、その議案の提出者の若井議員にお伺いをしたいと思います。この附帯決議を提出された意味、いわゆる附帯決議の意味と可決後の効果について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

指定管理者選定委員会の附帯意見に対して、議会としての意思を示したいということで出されたわけですが、執行部におかれましては、委員会や総括質疑等においてその意見は重視をして、しっかり対応していきたいというふうにご答弁をされていると私は理解をしております。

3月の条例改正のときも、指定管理にするかどうかという提案の条例ですが、図書館運営について懸念があって附帯決議が出されたと思います。そのときに賛成少数で否決を、その附帯決議はされたわけですが、その反対討論の中では、附帯をつけるということの意味が私

にはあまり価値を感じておりませんといったような討論もあったところでございまして、この若井議員におかれましては、そのときは附帯決議に反対をされたかとは思いますが、この附帯決議を、私としては執行部がやると言っているのだからやられるんじゃないかなと思っはるんですけども、この附帯決議を議会に出されたその思いは先ほどお聞きしましたが、意味と、その可決後にどんなことを執行部がしていただけるのか。また、附帯決議にどんな効果というか、法的な効果はないかなという先ほど御説明もありましたけれども、どんなことがあるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 馬淵ひろし議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今お話があったように、この選定委員さんが決めていただいた技研サービスさんというところに関しまして、私、正直言って、この案件は本当に数年前から地域のボランティア団体さんとか、NPOさんの皆さんが、本当ににぎわいの創出ということで社会実験を何度もやられ、私も個人的には協力をさせていただいたという思いがございました。

今、思いをというふうにおっしゃいましたので自分の思いを述べさせていただくと、やはり私はもう以前からこの議員生活の中で、この瑞穂市において市民団体さんとかボランティア団体さんとか、またNPO法人さんを育てることも私は行政が必要ではないかなというふうに思いましたので、やっぱり願わくば地域に密着した方が選考されることを願っておりましたけれども、いろいろ選定委員さんがしっかり議論をしていただいた中で、その上においてこの意見がつけられたと。やはり図書館運営をしっかりしてほしいとか、今述べたような話でございすけれども、そのことを受けて、やはり今言ったこの目的は何であったのかと思うと、やっぱり地域のにぎわいの創出、中山道を中心とした、この3つの指定管理の場所のみならず、美江寺地域、また中山道、本当に土・日、多くの方が歩いておられるような思いを受けたときに、この瑞穂市において、本当にいろんな地域がありますけれども、ここもしっかりにぎわいの創出をしていただきたい。

これがやはり実績のあるというだけで他市町の業者さんがやられることに対して、地域の皆さんとの思いがかけ離れることがないようなことが非常に自分で危惧しておりましたので、文書に入れさせていただいた今言いました指定管理者、行政、地域住民が三位一体となつてというこの思いだけはやっぱり議会としても、選定委員会さんでも意見が出たので、瑞穂市議会としても、やっぱり行政がやっていただくことは信じておりますけれども、やはり議会としても物をしっかり申しておきたいという思いでさせていただいた。法的に効果はありませんが、このことによって私たち議会もしっかりチェックというか、どのように進めておられるのかを確認できるのではないかなという思いでございましたので、御理解いただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第9号議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場、瑞穂市西部複合センター及び瑞穂市巢南グラウンドの指定管理者の指定についてに対する附帯決議案は可決されました。

これより、議案第70号瑞穂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席をお願いします。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第72号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第73号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第75号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委

員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第76号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号及び日程第11 議案第74号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第10、議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定について及び日程第11、議案第74号令和7年瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
総務委員長 広瀬守克君。

○総務委員長（広瀬守克君） 改めまして、こんにちほ。

議席番号6番、創緑会、広瀬守克でございます。

それでは、ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、12月10日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部課長、また第3次総合計画及び一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定についてを審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、第3次総合計画の市の将来像、「こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる 安心して住みよい都市」を目指すとのこと、この目標に向かって新たな重点施策が加えられたという解釈ができると思うが、新たに加えられた中で最重点というものは何かとの質疑に対し、重点事業は全て最重点と考えている。今回新規で重点事業となったものは、こどもまんなか社会に向けた情報発信、こども家庭センター事業、一人一人が安心できる居場所づくり推進事業、健康教育・体力向上推進事業、特別支援教育推進事業、人権施策推進事業、特殊詐欺防止啓発活動、犀川遊水地グリーンインフラ事業、地域公共交通計画の策定、企業誘致活動、中山道大月多目的広場及び周辺施設の活用、移住定住支援事業、新庁舎建設事業、総合計画等評価事業、人材育成基本方針推進事業、DX推進事業であるとの答弁がありました。

また、財政の継続性をどのように考えていくのかとの質疑に対し、施策としては計画的な財政運営ということで中期的な財政計画を立て、年度末には財政シミュレーションを見直しなが

ら運営をしていく。事業の緊急性、重要性などを加味しながら予算配分などを考えていきたいとの答弁に対し、緊急性、重要性というのは何を考えているのかとの質疑に対し、世の中の情勢によって特定の事業を優先すべきではないかというような状況も出てくるかと思う。都度予算編成の段階では、経済状況や世の中の状況を加味しながら決定していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、小学校区の自治会連合会組織の支援について、第2次総合計画でも掲げていたが、現在の進捗と今後の取組はとの質疑に対し、現在、小学校区ごとの自治会連合会組織が設立されているのは、旧穂積地区の生津、本田、穂積、牛牧の4校区である。旧巢南地区においては中学校区で一つの組織となっており、3つの小学校区に分かれていない。地域主体で取り組んでもらうため時間はかかっているが、じっくり地域の方と話を重ね、理解を得ながら進めていきたい。現在、中小校区については準備委員会が設立され、西小校区については支えあい推進会議という形で取り組んでいるとの答弁がありました。

また、外国籍の市民の方との共生はどう考えているのか、日本の習慣になじんでもらわないと、日本国籍の市民とのトラブルが発生したりする可能性があると考え。現状と今後の取組はとの質疑に対し、小・中学校での対応としては、支援員を活用し、まず日本の生活に慣れるための支援や日本語指導を積極的に行い、誰もが教育を受けることを進めているや、瑞穂市は県内で5番目に外国人が多い。市の取組としてはなかなか対策ができていないのが現状だが、市内に日本語サポーターズという団体があり、日本語教育を開催している。全体に対しては、活動の場として公共施設を無償で提供するとともに、その活動について、市のホームページ等を活用した周知啓発を行うなど必要な支援を行っております。これにより、該当する外国人の方々が安心して頼れるような体制を整えているとの答弁がありました。

また、駅の拠点に公共施設等の再配置などの方向性があるのもいいと思うが、穂積駅前の開発についてどう考えているのかとの質疑に対し、駅周辺の整備について、駅南側の土地区画整理事業を皮切りに駅の北側では既存の駅前広場の機能改善を行うなど、順次JR穂積駅周辺整備基本計画のロードマップに従い、基盤整備を進める。駅ビルや公共施設の再編などは、駅南の地権者協議会の中で、民地の活用を含めて話を進めているとの答弁がありました。

また、特色ある瑞穂農業の促進の項目に、環境に配慮した有機農業を推進とあり、国のみどりの食料システム戦略を受けて取り組んでいくと思われるが、農業の担い手や後継者が育ち、安定的な農業経営が確立されたまちや、魅力ある特産品が生産・認知され、市民の地産地消が根づくまちの目指す姿に対してどのような政策を行うのかとの質疑に対し、有機農業に関しては徐々に取り組む農家が増えてきている。現在は薬剤を使用する農家が大半であるが、環境負荷の少ない薬剤へ切り替えながら、市全体で有機農業まではいかなくとも、より環境への負担を減らした農業を推進していくとの答弁がありました。

また、コミュニティ・スクールについて、地域の方が先生となったり、地域の活動、社会教育と言われる分野に子供たちが参加していくというのが理想だと思うが、コミュニティ・スクール推進事業がどうしても学校から地域にお願いするという学校側の目線が強いような気がして、地域としては子供たちに地域の活動に協力してほしいという目線もあると思われるが、どのように考えているのかとの質疑に対し、学校運営協議会の中で、地域、学校、PTAがそれぞれどんなことができるのかを関係機関で相談し合い、事業を進めていこうと取り組んでいるとの答弁がありました。

また、都市空間像について、当然穂積駅が拠点ということでイメージしてあるが、新庁舎の場所が決まっていないことであまり触れられていない。新庁舎の都市拠点の絡みはどのような考えかとの質疑に対し、今後新庁舎等が出てくると思うが、新庁舎においては、穂積駅を中心とした都市拠点の中に含まれるというイメージであるとの答弁がありました。

また、人口問題について、特に西中地区には農業振興地域や調整区域の問題があるが、具体的に何をするのかとの質疑に対し、西中地区に関しては今年補助金を創設し、より移住しやすいような環境にしていくとの答弁がありました。

また、インスタグラムの市公式アカウントのフォロワー数目標値が1,600人であるが、現在のフォロワー数が1,400人ほどであるため、目標値はもっと多くてもいいのでは。また、今後ターゲティング広告を活用する考えはとの質疑に対して、インスタグラムのフォロワー数は順調に伸びている。この調子で増やすため積極的に投稿する取組を進めている。ターゲティング広告については調査・研究し、検討するとの答弁がありました。

また、ふれあい・いきいきサロン等の地域での活動への支援事業を重点施策としているならば、活発に活動しているところをモデル地区として継続的に活動してもらい、他の地域の方がその活動を参考にして広げていく方法がいいのではないかと質疑に対し、ふれあい・いきいきサロンについては社会福祉協議会が所管しており、未実施の地域については積極的に働きかけを行っている。まずはサロンを各地で根づかせ、その中で様々な体操など多方面から進めていく計画であるとの答弁がありました。

また、市民意識調査の回収率が31.1%とのことだが、行政としてどう考えているのかとの質疑に対し、一般的には、アンケート調査の回収率は30%台であれば有効であると言われているため、このアンケート結果を採用したとの答弁がありました。

また、自治体DXについて、市民のためなのか、行政のためなのか、将来の行政がどのようなになっていくのか、新庁舎のこともあり想像しないといけない時期だと思うが、どう考えるのかとの質疑に対し、DXの推進は職員のためでもあるが市民のためでもある。また、デジタルに不慣れな方に対しても行政サービスは公平にあるべきと考え、従来の窓口も必要であり、従来の方法とDXの両方の業務を進めていくことは将来的にも欠かせないと考えるとの答弁があ

りました。

また、第3次総合計画案の写真に掲載されるであろうスペースが空白になっているが、掲載写真を決定する際は、総務委員会もしくは議会に説明があるのかとの質疑に対し、掲載写真がまとまったらすぐに協議会を開催し、まずは総務委員会に提示し、説明したいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第74号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、本田小学校区の放課後児童クラブ新築工事実施設計業務について、どういったものかとの質疑に対し、本田小学校の放課後児童クラブのニーズが高いため、学校敷地内にプレハブ舎建設を行うための設計をするものである。スケジュールについては、この議会で議決後すぐに設計業務を開始し、来年8月までに設計業務を終え、来年度工事の費用を予算計上する予定である。令和8年度中にプレハブ舎が完成し、令和9年4月から放課後児童クラブの運営を始めたいとの答弁に対し、エアコンの整備予定はとの質疑に対し、夏休みの時期の放課後児童クラブも想定しているため、空調設備を設置する考えであるとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブに通っている子と通っていない子が本田小学校のグラウンドを共有することになるため一緒に遊ぶことが想定されるが、けがなどの責任問題の関係はどのように考えているのかとの質疑に対し、基本的には放課後児童クラブに通っている子については、放課後児童クラブの管理下の責任になってくるため、その中で何かあった場合については、放課後児童クラブで対応することになると考えるとの答弁がありました。

また、給食の賄材料代の補正について、財源はふるさと納税かと思うがそれでいいのか。また、どこまでが市の負担で、どれだけ保護者が負担しているのかとの質疑に対し、令和7年第2回定例会で賄材料代の主食分について予算の補正をしている。今回は肉、加工品などの単価が決まっていないものについて補正予算を計上している。主食分の補正予算と今回の補正予算を足すと約3,500万円となるが、これは市の負担で保護者の負担はないや、財源についてはどちらもふるさと納税応援寄附金の市長が認める事業ということで、ふるさと応援基金から繰り入れているとの答弁がありました。

また、市費で物価高騰分を計上しなければ給食費を値上げしなければならない状況なのかとの質疑に対し、令和7年第2回定例会で賄材料代の補正をしたときから給食費の値上げは検討していた。ただ、国の給食費無償化が報道されており、今後に関しては国の方針等が決定した際に方針等を定めていくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和7年12月19日、総務委員会委員長 広瀬守克。

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第69号瑞穂市第3次総合計画の基本構想及び前期基本計画の策定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第74号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第78号から日程第14 議案第80号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第12、議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第13、議案第79号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）及び日程第14、議案第80号令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、3件の追加議案の提案について説明をさせていただきます。

まず、議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく人事院勧告に伴い、市職員の期末手当、勤勉手当及び給料表の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定等をするため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第79号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算総額にそれぞれ6億1,553万9,000円を追加し、総額を258億2,211万6,000円とし、2件の繰越明許費の追加補正をするものであります。

令和7年12月16日に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として、当市に交付限度額が示されました。限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策としてスピード感を持って庁内で協議、検討した結果、食料品価格の物価高騰の影響を受けている19歳以上の瑞穂市民に対して、1人当たり7,000円のかきりん振興券の交付や水道基本料金2か月分の免除などの事業に充てることになりました。また、物価高対応子育て応援事業費として、子育て世帯を支援し、子供たちの健やかな成長を応援するため、児童1人当たり2万円給付する子育て応援手当を高校3年生年代までを対象として支給することになりました。

歳出の主なものは、民生費で、物価高対応子育て応援手当に2億1,100万円、衛生費で、水道基本料金の免除のための水道事業会計繰出金に3,872万円、商工費で、かきりん振興券補助金に3億2,200万円増額しました。

歳入の主なものは、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4億1,664万

4,000円、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金を2億1,967万円増額するものであります。

次に、議案第80号令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ3万6,000円増額するものであります。

以上、3件の追加議案につきまして、概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（今木啓一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後2時12分

○議長（今木啓一郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案になっております議案第78号、議案第79号及び議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第78号、議案第79号及び議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

今上程されております議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質問をさせていただきます。

今回も5つの条例案を一つにまとめて提案をされて、78号という一つの議題になっております。しかし、その内容としてはそれぞれ違う内容になっております。

一般職の条例の改正案では給与等の改定、期末手当の改定につきましては4月に遡って適用するという内容であります。それに対して、会計年度職員の方の条例案については、給与等は来年の4月から引き上げるという内容になっております。つまり遡及するかしないかという問題、結論が違うわけでありますよね。そして、特別職、議員に関する条例というのは、期末手当だけについて遡って適用するという内容であります。つまり、その内容自体がそれぞれ変わ

っているということでもありますので、これを一つにまとめてしまって提案されるのはいかがなものかと思えます。

今度、もとす広域では来週月曜日ですかね、臨時議会が開かれますけれども、そこでも条例案は、一般職の方と会計年度職員の方の条例改正案を2つに区別して提案をされております。そういったほかの市町も多いのではないかというふうに私は思っておりますけれども、それとも、あえて瑞穂市としては一つの条例案にまとめて提案しているということでもありますので、なぜそのようにするのか、このことについて改めてお伺いをしたいと思えます。よろしく願いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、瑞穂市のルールというか、瑞穂市ルールでは同じ理由である条例については一本にまとめて出すということをやっとやっておりますので、今回もそういう理由で、一つの条例として上程のほうをさせていただいているところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 瑞穂市のルールという、過去慣例的にやっているんだということで、一度その内容も含めて、他市町の状況も含めて一度御検討をお願いしたいなと思えます。

やっぱりこちらは議員としても検討する際に、それぞれやっぱり区別して検討しなくちゃいけないと私は思っておりますので、そういう意味では区別していただけるとありがたいなと思っております。

次の質問ですけれども、今回市の特別職、それから市議会議員の期末手当を改定するというのが含まれておりますけれども、これを改定する根拠、人事院勧告との関係等も含めて説明をお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 慣例的に人事院勧告があった場合には、一般職、議員さんと常勤の特別職について改定を一緒に、一般職と同様に行ってきております。これも前例踏襲といえればそれまででございますが、基本的には閣議決定などを参考にさせていただきまして、地方の給与事情等、あと財政状況などを加味して今回の上程というふうになっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ただいまの説明は慣例的に行われているということも含めて、人事院勧告、内閣の閣議決定もあるからというお話だったかなと思えますけれども、閣議決定の中では、地方公共団体にあっては適正化を図る必要を講ずるという要請をしているということで、

国家公務員または民間の給与の水準との均衡ということを行っているわけであります。期末手当も給料の中に含まれるというふうに考えればそれまでかもしれませんけれども、これはあくまでも確認で言っているのは、一般職の方を頭に置いて人事院勧告に倣った形でぜひやってほしいということを要請しているというふうに私は理解しているんですけども、特別職とか議員の期末手当についてまでは求めているというふうに、なかなかちょっと解釈が私としてはしづらいんですけども、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 慣例的に特別職も含めて、瑞穂市のほうでは条例改正の上程のほうをさせていただいております。

ただ、先ほども他市町がということで、関谷議員のほうからお話ございましたが、ほかの市町の状況というのを一度確認させていただいて、その辺り、どういうのが適正であるのかということも検討をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解のほうをよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、会計年度任用職員の方の話ですけども、この方についての改定は遡って行わずに、来年の4月から実施をするというふうな提案になっております。

一方、総務省からは、令和5年5月2日に総務省から発注されております常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについてという通知がありますけれども、それを見ますと、常勤職に準じた改定をするよう要請がされているところであります。つまり、常勤の職員が遡って適用するのであれば会計年度任用職員の方も遡ってできるだけやってほしいと。もちろんこれは要請ですので、それに従う必要はないわけでありましてけれども、やっぱり同じ職員として頑張ってもらっている方にこういう違いをつくるのがどうかというふうに思うんですけども、なぜ会計年度職員の方には遡って適用しないというふうにしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員が先ほどおっしゃられた通知でございますが、要請ということで、地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言ということでございます。

この給与改定につきましては、国のほうの参考にしつつと言われながらも、各地方公共団体の実情を踏まえて決定していいということになっております。総合的に判断いたしまして、瑞穂市におきましては1年遅れてというか、遡及をせずして改正をするという方向で決定いたしましたので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 私もちよっとネットで調べさせていただきましたら、ネット情報ですので正しいかどうか分かりませんが、全国の自治体の半数以上は同じように遡って支給をしているという取扱いをしているそうです。

それで不思議なのは、ではなぜ閣議決定に基づいてやる特別職、あるいは議員については遡って取り扱うけれども会計年度任用職員の方はそうしなくて、国からも両方とも要請されているわけでありませうけれども、その違いはどこにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 一般職の場合ですと、任期の定めのない職員ということは御存じだと思いますが、会計年度任用職員につきましては1年度単位での雇用ということになっております。ですので事務的な話もございますが、当初それで雇用契約のほうをしておりますので、基本的には遡及をしないでいくという方向で総合的に判断をしております。以上です。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本議案は、人事院勧告を踏まえ民間給与との均衡を図るため、市職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するとともに、市議会議員並びに市長、副市長などの常勤特別職の期末手当についても併せて改定を行う内容であると理解しております。

初めに、一般職の職員給与について申し上げます。

人事院勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設けられた制度であり、市職員の給与改定については、その趣旨から一定の妥当性があるものと認識しております。

総括質疑において確認したところ、本市では、国において既に廃止されている持家手当については平成21年に同様に廃止しており、また国の制度にはない特殊勤務手当についても、業務の特殊性を踏まえるとともに、特殊勤務手当を含めた本市職員の給与水準がラスパイレス指数

などの指標も踏まえても国の給与水準と比較して大きく乖離していないことから、慎重に運用されていることが答弁から明らかになりました。さらに、地域手当についても国基準や近隣自治体との比較を踏まえた上で、現在は生活圏、経済圏の実態を考慮し、近隣市と足並みをそろえて支給している一方、今後は人事院勧告の動向や周辺自治体の状況を踏まえ、給与の引下げも含めて検討していくという答弁がありました。

このように、一般職の給与については、制度の趣旨、地域の実情、将来的な影響まで含めて、極めて丁寧な検討が行われていると受け止めております。したがって、一般職の職員の給与改定については、本市の状況を踏まえれば理解できる対応であると考えております。

一方で、市議会議員及び常勤特別職の期末手当の増額については、改めて慎重な検討が必要ではないでしょうか。

総括質疑において、人事院勧告以外に本市として増額すべき数的あるいは財政的な根拠があるのか伺いましたが、答弁では、基本は人事院勧告に基づくものであり、一般職との均衡を考慮して取り扱うとの説明が示されました。

市議会議員及び常勤特別職は一般職の職員とは異なり、労使関係にある立場ではありません。そのため人事院勧告に従わなければならない法的拘束力もなく、人事院勧告そのものをもって期末手当増額の直接的な根拠とすることには慎重であるべきだと考えます。

期末手当引上げを見送ることで生じる財源は、決して大きな額ではないかもしれませんが、しかし、物価高が続き、市民の皆様の暮らしは依然として厳しい状況にあります。こうした中で、議会自らが期末手当の引上げを認めることは、市民の理解を得ることが容易ではないと考えます。

以上の理由から、本議案には反対をいたします。議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。私の反対討論といたします。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、私は、議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

条例の大きな改正の目的は、人事院勧告を基に、民間との給与水準の不均衡の差を是正するため、その額を改正する内容であります。

この制度は、皆さんが御存じのように公務員の権利を保障する制度であり、団体交渉、またスト権などがない公務員にとって与えられた大きな権利だと私は考えております。こうした観点から、この瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正することは当然、まずは賛成の立場

を述べさせていただきます。

また、毎回討論となっておりますが、議員の議員報酬、費用弁償等の一部改正、特別職の給与に関する条例の一部改正につきましても、人事院勧告に伴う法的な拘束力はないものとした意見もあります。しかし、制度の秩序を維持するため、市職員に限らず、人事院勧告を受け入れる体制を崩すべきではないという意見もあります。制度の秩序を崩してまで単純に身を切る改革として、報酬を堅持することは適切でないとは私は考えております。

提案権限者は市長であり、その必要性を感じ、議案提案に至ったと考えます。決して高額ではない瑞穂市の議員報酬を引き上げ、そのことにより議員への門をより一層広げ、瑞穂市の未来を担う若い世代の活力ある議会にしていきたい、そのように考えております。

また、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正につきましても、令和8年4月からの改正になることに対して意見を述べさせていただきます。

各地方の自治体は、その地域の実情に合わせた行政運営を行うため、自律性が求められています。総務省からの通達の基本とするものであり、自治体にそのことを強制するものでは決してありません。そのため各自治体が個別の状況、財政状況、事務能力、その他の政策との兼ね合いを考慮し、遡及を行わないという判断をするのもあり得ることだと思っております。こうしたことにより、私は5つの条例がまた一括に提案されていることに対しても問題がないことを確信しております。

いずれにせよ、このことにより、福祉、また学校運営その他に大きな支障を来すものではありません。こうした観点から、私は、議案第78号、瑞穂市職員の給与に関する条例について賛成の立場の討論をさせていただきました。

議員の皆様におかれましては、的確なる判断をお願いしたいと思います。以上になります。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

今回の条例案は、先ほども質疑で示したところでもありますけれども、一般職の条例では4月に遡って適用するという内容、そして会計年度任用職員の条例は来年の4月から適用するという内容、そして特別職、議員に関する条例は期末手当について遡及して適用するという内容があります。その内容、性格も違う、そのために当然条例も別々にあるわけですが、これを一つの条例として提案することは、条例の意図、これを不明確にしてしまう、そういったことになると思います。

ほかの市町においては、幾つかの条例案に分けて提案しているところも多いという現実も鑑みると、ここら辺のやり方は、提案の仕方は非常に問題があるのではないかと考えております。

そして、2つ目には、常勤職員については給与などの引上げを今年4月に遡って適用しているにもかかわらず、会計年度任用職員の方々については来年の4月からしか引上げを適用しないという総務省通達とは異なった対応をしております。これは職員の差別的な取扱い、ここに大きな問題があると思います。そういったことを踏まえて、ここにも2つ目の反対する理由があります。

そして、3つ目には、特別職及び市議会議員の期末手当については、根拠としては非常に私は薄いものだと考えております。特に、特別職や議員については人事院勧告に従い適用するとしつつも、会計年度任用職員の方々については人事院勧告にそぐわない対応をしていることは、これはやっぱりおかしいのではないか、そのように考えます。

したがって、私としては、職員の給与に関する条例の一部改正案と、一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案については賛成するものでありますけれども、会計年度任用職員の給与及び費用の弁償に関する一部改正条例には給与の引上げが遡及適用されないということをもって反対をさせていただきます。

そしてまた、市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する一部改正案並びに常勤の特別職員の給与に関する一部改正条例案については、引上げをする必要はないと私は考えておりますので、これについても反対をするということであります。

したがって、本条例案に対しては、全体としては反対という立場に立ちます。

以上、私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま上程されております議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

この人事院勧告に伴って各種給与の改正、そして地方議員も含めての特別職の報酬改定はもろん妥当なことだというふうに思っております。

様々反対の御意見があったので、それに対する私の見解を述べて賛成の討論とさせていただきたいと思っておりますけれども、まず常勤、非常勤含めた特別職の期末手当の改正について、人事院勧告に従って給与とみなさずに、給与ではないものだからそのままいいというような、従う必要はないと、ここで上げるのはおかしいという御意見がありましたけれども、私が考えるには、議員も皆様も多分確定申告をされると思うんですけれども、議員の報酬が報酬なのか給

与なのかというのが一応国税庁から示されておりまして、国税庁の所得税法の第28条の法令解釈によってそのようにされているんですけど、解釈の通達ですね。地方自治法第203条第2項議員報酬、費用弁償及び期末手当及び同法第203条の2第3項報酬及び費用弁償の規定により受ける費用の弁償は、法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き給与等とするということで、地方議員の議員報酬は報酬という名前がついておりますが、雇用関係はないにしろ、報酬じゃなくて給与であるというふうに税法上解釈をされているという観点。さらに地方議員においても、この期末手当だけの改定を人事院勧告に倣っているわけですから、議員報酬そのものの中身については別に取扱いをされていないというところが私は肝だというふうに思っておるんですけども、まず議員報酬のことについて、これでこういうことを、人事院勧告を基に引き上げていかなければ、報酬審議会で決められるものかと思えますけれども、報酬審議会は毎年行われるものではありませんし、民間との給与較差というのを毎年見直しているわけではない。つまり、議員ももちろん報酬をもらって活動するわけですから、そういった民間との較差を時代と社会に合わせて変えていくということが必要ではないかというふうに私は考えるところでございます。

そして、会計年度任用職員の方の遡及適用がないことについてのお話もありましたけれども、昨年も同じ討論をさせていただいたかと思いますが、今石田部長もおっしゃられました、雇用契約時に給与を決めていると。いわゆる契約関係による雇用であるということが、私はほかの公務員の方と違うものかなというふうに理解をしております、1年の契約社員ということでございますから、1年間この金額で働いていただきますよ、いいですかという契約に基づいて行われているものというふうに考えております。

今反対をされた、反対の討論もお聞きしましたが、その人事の給与が含まれた補正予算はもう先ほど議決をしていただきましたし、全員賛成だったかなと思いますが、もう一つは今おっしゃられるのは、一般職についてはもちろん引き上げるべきだということもおっしゃられましたけれども、それでしたらこの補正予算の修正案を出して議会でしっかりと審議をする必要があるというふうに私は考えます。

以上のことから、この人事院勧告に伴って、もちろん一般職の公務員、あとは特別職の公務員、会計年度の方も含めて引き上げていくと、制度を見直していくということは当然必要なことだというふうに思いますので、こちらの今の議案に関しては賛成の立場で討論をさせていただきます。

同僚議員の皆様についてはよくお考えいただいて、適切な決定をしていただけるようお願いを申し上げて、私の討論とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

議案第78号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第79号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま上程されました議案第79号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について質問をさせていただきます。

まず、この補正予算に計上されました物価高騰対応地方創生臨時交付金の国から交付される上限額のほうを教えてくださいたいです。また、そのうち今回どれだけの費用を計上されたか、お伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の交付限度額でございますが、国の通知は、最初のほうは令和6年度の交付限度額の330%を支給するというところでございましたので、その通知に沿いまして330%増ということで、今回補正予算（第6号）のほうを上程させていただいております。

ただ、昨日でございますが、国のほうから交付限度額の正式な通知がございました。通知額は5億2,732万1,000円ということで、今回上程しております予算額よりも1億1,032万1,000円多い額となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 予算計上したものよりも多い額が交付されるというふうなお話だったかと思いますが、恐らくこのかきりん振興券の配布、そして水道代の基本料金免除、あと電気代の補助等もありましたけれども、この提案をするに当たって様々考えてこられたかなど。使い方は地方の裁量による、特に地方創生臨時交付金というのは地方の裁量、地方の事情に応

じて決めるものだということでございますので、その辺りのかきりん振興券、水道以外のものについて何か考えられたことがあったら、もちろん市民生活を見て、ここが大変苦しんでいらっしゃるから助けたいというふうに思うものが、御検討されたことがありましたら教えていただきたいです。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の補正予算でございますが、4つの事業といいますか、4つの分野について補正予算のほうを計上させていただいております。

ほとんどが予算的には、かきりん振興券の交付と水道事業会計の基本料金の免除額への繰出金ということが予算のほとんどとなっております。

あとは農業用水利につきまして、電気代の補助金というのを計上させていただいておりますが、こちらはやっぱりお米が上がってきているという状況で農業者の支援をしていく必要があるということで、農業従事者に対する補助ということでございます。

あと給食事業費でございますが、こちらのほうは6月補正の際に、お米代の上昇分につきまして一般会計のほうから出すということで補正予算をさせていただきまして、今回の12月補正では主食以外の分について計上させていただいております。本来であれば保護者の負担増ともなりかねない状況でございますので、それを今回の交付金におきまして補うことによりまして、最悪の事態というか、保護者への負担がいかないようにさせていただいている事業でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 残り1億1,000万円、上限額ですので使えるかなというふうに思うわけですが、その中でどういうところが足りていないのかと思われるか、どういうふうが一番市民生活にとっていいかと考えているか。

今回、その中途半端な額でいったら、私としてはですよ、国の決定がする前に補正予算を組んで、なるべく早く市民に届けたいという市長側の思いというのはよく分かっておるわけですが、うれしい話で上振れをしたというふうに思います。市民生活をよく考えた上で、この上限満たないものなんですが、何かするという予定はあるでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の議案第79号瑞穂市一般会計補正予算（第6号）についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、瑞穂市において、この物価高騰対策といって何がいいのかなということを考えたときに、市民の皆さんの御意見をある程度反映したいということから、私のところに届いていた御意見は、子供たちの学校給食が続いていたので、大人の皆さんにも幅広く交付ができな

いかなということをおっしゃられた方が数名おられました。

その中で一番いいのは、児童1人当たり2万円のように現金給付が一番効果的であるのではないかということをおもひ初めに考えましたが、やはりコロナの対応のときにも現金を振り込んだことがあります、その振込先の口座が活用ができないというようなセンターのほうからの回答などで、振込口座などを調べると、また大変な事務量になって、かえって遅くなるのではないかなということをおもひました。

2つ目に、プレミアムつきかきりん振興券というのを考えましたが、こちらについては、御連絡をして販売してお金のやり取りをしなければならぬということ、こちらでもコロナのときに対応しましたが、市民センターで多くの市民の方に並んでいただいたり、その後は金融機関で販売するなどといったそんな手法でしたので、これも時間がかかるということになります。

その次に、かきりん振興券やJCBのギフトカードを検討しました。そのときにはJCBのギフトカードには有効期限がないということから、こちらは活用ができないということが分かってきました。それでかきりん振興券に有効期限を設けて今回送らせていただくということをおもひました。

もちろんおこめ券についても検討しましたが、換金で換金率が下がるとか、活用できるお店が市内では少ない、限定されてしまうというようなことがあり、おもひましたということになりますので、今私がおもひているところでは、この1億1,000万円の増額分、増えた、増加があった、想定より増えた分については、かきりん振興券が今までの検討してきた経緯の中から一番ベストではないかなということをおもひておられます。

水道料金についても、2月、3月分でもう今年度は終わってしまうということでおもひできないということをおもひておられますので、その辺りについて、これからまだまだ進めて、年内に向けて調整をして進めていきたいということをおもひておられますので、よろしくお願ひを申し上げ、お答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） よく分かりました。

次の質問ですけれども、商工費のほうでかきりん振興券の配布、これは国のほうから3億5,313万円を、国庫支出金が財源だと思ひますが、このかきりん振興券の補助金として3億2,200万円を市民に配ると、市民の手元に行くわけですけれども、それに係る経費は3,100万円ほどかかるわけですね、配るのにですよ。

早く届けたいということで、今全協とかで説明をお聞きすると、2月か3月頃までちょっと印刷したり郵送したりでかかるというお話がありまして、私も以前から質問しておるんですけれども、早く届けるため、そして多く市民に届けるために地域電子通貨ですね、毎度言ってお

るんですけれども、だから、それだったら市民の方が使っていただければ、そこにポイントを振り込むだけですぐやれるわけですし、それが市内で循環をする。さらには町内会費とか税金も払えるとか、そういうふうにしていく、ほかの市町もありますので、そういったことは今回提案するに当たって、かきりん振興券以外での配布で、より早くより多く届けるという検討はされたかお伺いします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） ありがとうございます。

馬淵議員の御説明のとおり、一応検討の中にはありました。

ただ、今回ほかの市町のこういうポイントについて少し検討した中では、そのときは使われたということもありますが、その後の活用が少し弱いのかなと思いました。

あと、大手のキャッシュレス決済の実情も確認しました。今瑞穂市内の市民の方が、今大手のキャッシュレス決済を使われているのが約69%。そのままポイント還元で使っていただくという手もありましたが、市外の方が来られて使われると市外の方にもポイントが付与されてしまうということで、できれば市内の方オンリーにしたいという結果、マイナンバーカードの連携が必要ということになりました。そうしたらマイナンバーカードを瑞穂市内で連携している方は約3割ということで、最終的には市内の2割強の方しか利用できないということで、それも諦めました。

今後このような機会がまたもしあるかもしれませんので、地域ポイントの構築についても少し周りの状況を見ながら、ちょっと少し検討はしていけないかなとは思っております。以上です。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

議案第79号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第80号令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

議案第80号令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 日程第15号、発議第8号脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

17番 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 議席番号17番、公明党の若井千尋でございます。

ただいま今木議長より発言のお許しをいただきましたので、若園五朗議員、広瀬守克議員の御賛同を賜りまして、脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書。

脳脊髄液漏出症は、交通事故等を契機に発症し、頭痛や目まい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法が保険適用となり、専門的な診察体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われ

ているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって政府におかれては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

1. 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。

1. 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険等において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上でございます。

なお、提出先は、高市早苗内閣総理大臣、林芳正総務大臣、上野賢一郎厚生労働大臣、金子恭之国土交通大臣。

以上でございます。地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今木啓一郎君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣について

○議長（今木啓一郎君） 日程第16、議員派遣について議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣について会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については2件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わりまして説明します。

まず第1件目は、令和8年1月28日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、施設の視察及び情報交換会が関のわかくさ・プラザなどで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、令和8年2月2日にココロかさなるCCNセンターにおきまして第18回意見交換会を開催するに当たり、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） この件につきまして御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（今木啓一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月19日

議 長 今 木 啓一郎

議 員 若 原 達 夫

議 員 鳥 居 佳 史